

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

民法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）により、生活に必要な水道・電気・ガス等のライフラインの設備を設置・使用する目的で他人の所有する土地・設備を必要とする場合に関する規定が新設されたことを受け、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

給水装置の工事を申し込む場合において、今回新設された民法の規定の適用があるときは、土地・設備の所有者の承諾書の提出を不要とする。

第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 1 1 号

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩見沢市水道事業給水条例（昭和 3 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 給水に関し、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 2 1 3 条の 2 又は第 2 1 3 条の 3 の規定が適用される土地の所有者が、第 1 項に規定する申込みをする場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。